

いう趣旨のことにつきましては、中小企業金融公庫の事業計画にはつきりと書いてあるわけでございます。それによつて国会の承認を得ているわけであります。

それからまた今おつしやいました中小企業以外に自転車産業があるではないか、これもごもつともなお尋ねてございますが、中小企業はここにも法律で規定したしているごとく、一千万円以下のもので、従業員三百人以下ということ、大部分の自転車産業はこれに入る。またそういった中小の自転車産業に優先的に融資を考えるのが、現下の中小企業の実態、あるいは自転車産業の実態からして当然であろうというふうな考え方をいたしまして、中小企業に対する出資として、それを通じて自転車産業に還元されるという建前で考えているわけであります。

〔委員長退席、中村委員長代理着席〕

○首藤委員　ますく／＼私はおかしいと思うが、そういう詭弁はなるべくやめてもらわなければいかぬ。はつきり競輪法で制限を付せずして、自転車産業であるならば大企業であろうと、小企業であろうと融資を必要とする場合には融資ができるということになっておるのであります。中小企業金融公庫法案は、第二条によつて、これ／＼の条件に合わないものは融資の対象にならないということがはつきりされておるのであります。そうすると、便宜上この資金を投入するということは、これはあとで議論するとして、一応これを是認するとしても、融資の対象として、たゞい法律違反までして便宜上の措置ができるのですか。この点かどう

なつておるのかお聞きしたい。

○河野（一）政府委員　私は法律に違反するとは思わないのでありまして、競争の利益の三分の一を返す場合に、どういうものに返すかということは、これは行政当局にいろいろおまかせ願つて、もちろん予算の姿において国会の御承認をいただくわけでありますが、その場合において、去年まではそういうつた貸付金の姿になつておつた。政略が直接に貸付金をするということはいろ／＼な点において問題があらうというような点もございましたので、今回中小企業公庫をつくつて、そこでもつて政府の本来やるべき仕事を代行しようということになつたのであります。その分の金をこの公庫に入れて、これを渡してやるということとは、やはり漫然元ということの法律の建前に決して違反しておらない、こう考えておるのであります。

○百藤委員　実に私はけしからぬ答弁だと思ふのだが、それならば公庫に入られたという御答弁であります。この公庫法には自転車車の還元の金が入つておるということとはどこにも表現されてないであります。そこでこれから自転車競技法によつてこの三分の一を還元せいと、別個に当然独立の法案でありますから、要求できると思うが、その場合にどういふ措置をとるのですか。

○河野（一）政村委員　重ねてのお尋ねでございますが、自転車関連産業の振興に使うということは、これは直接補助金その他について使うこともございませうし、融資のかつこうで使うこともございませうし、それが一般会計の直接融資という姿でなけたば、法

律的には違法であるとしても私も考えておりませんので、出資をして、その出資を通じて自転車関連産業に還元される、そのうちこれ／＼は自転車産業への貸付金であるということは、中小企業公庫の事業計画で御提出申し上げて、御審議を煩わしておる以上、われ／＼として法律違反をやつておるとは考えておられない次第であります。

○首藤委員 この公庫の出資金は、一般会計からの出資金ということになつておるのであります。むろん自転車の国庫納付金も一般会計に入るであらうことは考えられますが、しかしこの自転車競技法によつて、政府は、毎会計年度、前項の規定による納付金に係る歳入予算額の三分の一をここに国庫納付金という一つのわくをこしらえて、そうしてその中の三分の一ということを明記してあるのであります。一般会計に入るけれども、一応法律で

別わくをつくつてある。しかるにもか
かわらず、この公庫の資本金は百億と
いうわくがあつて、しからばこれに何
ぼ入つておるか、あるいはその内容は
どうなんだということがはつきり明記

されていないのであります。質疑応答に答弁された方はそれはわかるかもしれませんが、少なくとも法案の上で見た場合に、これに競輪の金が入つておるといふことは、どこにも発見されないものであります。もし局長の言うような答弁であつたならば、農林金融公庫に出資金がある、しかしこれもめんどろくさいから、便宜上この中小企業金融公庫に合算して入れてしまふ。そういう措置ができるのですか。

○河野（一）政府委員 三分の一の金額をどういうふうに配分するか。補助金

もございましょうし、あるいは行政庁の経費もございましょうが、そういうものに三分の一の金額は別わくにして、それはどういふふうに使つかということをまずきめられると思います。そのきめられた場合において、どういう形式においてこれを使うかという場合に、一般会計の直接の補助金その他の歳出について使う場合もございします。また、部を出資金にして、従来貸

付金として一般会計から直接やつておりましたものを、形式をあらためて中小企業金融公庫に出資して、そのかつこうでやるというような形式を考えました場合に、その四億圓というものは、当然関連産業に対するものである、また使う考え方でその納付金を還元しておるといふ考え方になつておるのでございまして、法律の建前として、私は決して違法でない、ただ中小企業の出資の中に、どれを予定しているかということにつきましては、これは事業計画として、国会にこの予算書の姿において御承認を願つておるので、何らその点に違法の措置はないと考えておるのであります。

れども……。法律が二つあるのだから、二つの法律によつて表現したことを明らかに筋を通したことにやらなければいかぬじやないか。ただ便宜ということで、一つの法案に入れてしまふ。もし入れるならばこの公庫法案に自転車競技法によるところの金が入つておるといふことを明記する必要はないかということをお私はお尋ねしておるのであります。

○河野一（政府委員　農林金融公庫と）
いうことになりますと、これはもう自動車関連産業と全然関係がございませんで、そういうことには法律上はできないわけですが、これが自動車産業は中小企業でありますので、そういういう中小企業、ことに従来の中小企業に対する分は、関連産業で大企業もございしましたが、少くとも中小企業分は公庫を通じてやる方が便利でもありますし、また実態にも即応する、もちろんただいま首藤さんのおつしやつたように、一千万円以上のものはどうするか、こうおつしやる御疑問はございしますが、この問題につきましては、従来七億五千万円以上貸出しをいたしておるのであります、その回収金もございしますので、それによつてその融資ももちろんできると思いますが、こういうことは首藤委員のおつしやる点の御議論もあろうかと思いますが、われ／＼としては決して違法の措置をいたしておると考えているわけではないので、従来のやり方をそのまま踏襲して行く姿においては、今回中小企業金融公庫ができた以上は、こういう形式にやつた方が適当じやなからうか、こういう考え方です。

○首脳委員 もしそういうことで公庫に入れた方がいいのではないかと、考え方を入れたのなら、公庫の法案に、この競輪法によるところの還元の金が入つておるといふことを明記する必要があるけれども私は考えるのだが、それもなくて、何ら表現せずして、このままでもいいのですかと私は聞くのです。

○河野(一)政府委員 それは立法論にあるいはなるかもしれないのでございすが、これは法制技術の問題として、あるいはそのおつしやるような御議論があるかと思ひますが、私どもといたしましては、あるいはその競輪の法律の方にこれと具体的にこまかく書いてありますれば、あるいはそれは一つの政令で定めるといふことで、それでも出るだらうと思ひますが、それは法制技術の問題で、おつしやるような点もありますが、この点につきましては、別に中小企業公庫の事業計画についての予算書を出したしておる次第でございまして、そしてこの予算書にも現れておることでもありますので、そこで御了承いただけたら、いふつもりで考えておつたわけでありま。

○首脳委員 御了承いただけたら、ということではあるが、これはこの事情を了解しておるものはいいかもしれませんが、第三者の何ら事情を知らぬ方がこの法案を見た場合に、これに自転車の金が入つておるといふことは、とうてい了解できぬのじやないかといふことを私は申し上げる。しかも先ほど局長は、大企業があつても従来の融資した金の還元があるから、それを融資したらしいというお考えであるが、で

きるとかできぬといふことは別問題として、第一この中小企業公庫の法案の第二條によつて、融資の対象を明確にされておる。自転車産業の方は、ここにはつきり書いておる通り、「三分の一に相当する金額以内の金額を、予算の定めるところにより、自転車の改良、増産、輸出の増加、国内需要の充足及びこれらに関連する必要な経費に充てるものとする。」とつきり限定されておる。しかも自転車産業におきましては、事実から申し上げても、あるいは岡本であるとか、あるいは宮田であるとか、あるいは日米であるとか、かような企業家は、この中小企業公庫法の第二條を見ますと、いづれにも該当しないのであります。従来員三百人以上、資本金も千萬元以上で、これはいづれにも該当しない。そして、こういう企業が数年来の不況によつて最も融資を必要とする状態に置かれておる。従つてかりに従来の融資のものが返つたからといつても、はたしてそれで充足し得るかいな疑問である。第一法の建前からそれはできぬじやありませんか。できぬにもかかわらず、便宜上これをやる。法律を無視して便宜上といふことはできるのではありませんか、その点を私は明確にしておきたいと思ひます。

○河野(一)政府委員 便宜上と申しますが、前に銀行を通じて政府が貸して、それが自転車産業に行つておつたわけでありま。おつしやるような一千万円以上のものもあつたと思ひますが、そういう大企業にも貸す分が落ちておるのではないか、こつおつしやる趣旨については、あるいはそういうふうにも思われるのもごつとだと思

います、そういうた今までは銀行を通じて、銀行に貸付金をして、それがさらに流れて行くといふか、つこうを、それを中小企業に政府が出資の形にして、中小企業に貸すといふ形でありまして、法律上のただ名称の差はあると思ひますが、その点につきましては、何ら従来とは扱いはかわつておらないかと考へて、今度の予算の組み方も、通産省の御承認も得た次第であります。

○首脳委員 局長の答弁は私は了解に苦しむのであります。私のお尋ねするものは、自転車競輪法という独立の法案によつて、三分の一の還元金はこれこれのものに貸すんだ。たとえば自転車の改良、増産、輸出の増加、国内需要の充足、こういうものに貸すのであつて、企業が小であつても大であつても、実際にはかまわない。必要とする企業にはできるんだ。こういうのである。ところが金融公庫法案では、第二條によつて、「中小企業者」とは、左に掲げるものをいう。こつとして一々列挙してあります、それにはこの自転車産業の企業家でないものがたくさんある。その入らないものに対しては便宜上これはできるという答弁であります。これは法律を無視することになるのではないかと、こつことを私はお尋ねするのです。

○河野(一)政府委員 法律を無視してはおつしやいます、実際問題としていたしまして、従来大企業について貸付金が行つておつたのですが、今度中小企業金融公庫の貸付になつたために、法律上そこにはまわらなくなるといふ点があるといふことについては、それはそういうことをお認めするにや

ぶさがでないのではありませんが、私は法律論をいたしましては、これは決して法律に違反しておるものではない。つまり関連産業に還元する場合に、その還元の方法でありまして、いかなる方法をとるか、行政的な取扱ひでもありますし、また国会に御承認をいただくことであるので、これがいけなかつた御議論で御修正になるということであれば、また別であります。われわれの立場としましては、その点は法律違反ではないといふ考へ方をとつておるのであります。もちろん今言つた大企業の問題については議論がありま。これは少し私が言い過ぎかも知れませんが、従来貸付の回収金というもので、相当の部分についての運用はないとおつしやせんが、そういう面の要請も緩和せられるのではないかと、こつ意味合いで申し上げたのであります。

○川上委員 関連して。私聞いております、私の質問はほかにあるのですが、今の局長の方の答弁は違ひです。これははつきりせぬと、時間がかかるばかりでしやうがない。三分の一は還元するといふことに自転車競輪法ではなつておる。これが一つ。そうすれば、ここに繰入れる五億何億の金は、三分の一の中なのか、その外なのか、これが一つ。もし三分の一の中だとすれば、こつに持つて来た金は、自転車産業並びにこれに関連する産業以外へ貸します。もちろん金庫ですから貸します。そうすると、三分の一の金を関連産業に還元するといふことが自転車競輪法の中にある。ところがその三分の一の中で、五億なら五億、八億

なら八億こへ持つて来て、その金を競輪産業には何ら関係のないところへ融資したら、公庫法では融資できま。これは関連産業に行かぬことになる。これは違法じやないかといふことを首脳さんの質問は言つておるのではないかと。いま一つはこつ三分の一といふわくの中で五億なら八億使つたのであれば、その分の金は自転車産業並びにこれに関連する産業に還元しなければ法律違反になるじやないか、それだから五億なり入つて、個々の指定した業種の中で、自転車産業並びにその他の関連するものへやるんだ、こつきめてなければ違法じやないかといふこの質問なんです。だからほかにこつを言

いおつてはさつぱり処置な。○河野(一)政府委員 三分の一以内といふ以内と書いてございすが、われわれの建前としては、三分の一の金額を配分したしておるわけですが、そのうちに中小企業者に対する出資の分は自転車関連産業に融資するといふ建前、かつその運用をさういふふうにしたすことにはいたしておる。還元されるという事実にはかわりはないので、法律違反ではないと思ひます。

○川上委員 それは違ひ。その四億なりを自転車関連産業に融資するといふ規則がない。場合によつてはこつ四億をたんともない産業へ全部貸すかもしれない。それでもさつつかえないのか。この金庫法では自転車関連産業に行かなくとも少しもさつつかえない。そんなことができるのか、これを首脳委員は問うておる。これははつきりせぬとどうも問答がこんやく問答のよう

でどうにもならぬ。

○河野(一)政府委員 おつしやる点は、四億圓を必ず自動車関連産業へ貸すという保証がないではないか、法律上ほかの方へまわしても何とも言えぬじゃないか、これはごもつともだと思ひます。思ひますが、この事業計画といたしまして、自動車産業にこれ／＼出すのであるという予算の姿において御承認を国会でいただいておりますので、その政府機関というものはやはり予算を出して御承認をいただく以上、国会の御承認を受けた趣旨において実行しなければならぬ義務を負つておると思ふのです。

○川上委員 そういふことを答弁しちやいかぬ。どうして議員だけが法を無視してほかへ使うことがいゝというところが承認できるのか、法律を無視して自動車関連産業以外へ貸すというのを承認できるのですか、そういうむちやくちやな答弁をしちやいかぬ。聞いておることは違ひのです。国会で承認せしめと言ふが法を無視して承認できますか。

○河野(一)政府委員 これは中小企業庁長官からたび／＼御明示をいただいておりますのでありますが、四億圓を優先的にその中から運用する方針であるという政府の方針にはかわりはないのであります。監督権を中小企業庁で持つておるわけでありまして、私はその点でこれは確保されるという考えでおります。

○小平(久)委員 関連して先ほど主計局長の御答弁のうちに、公庫法に規定する中小企業への貸し入れは自動車産業の大企業、それには回収金の運用によつてまわされる、こういうふうなお話がありました。たゞ今年度はこの分の回収金があるのですか。

○馬場説明員 二十八年度におきまして、七億圓の範囲の回収金は、二十八年度を通じて、二億四百二十万圓でございます。そのうち商工中金の関係の分が五千八百一十萬圓でございますので、差引中小企業以外のものに融資できるものが、一億四千二百三十一万二千圓と相なつております。

○小平(久)委員 そうすると、おそれる大企業に融資できるものは一億四千数百萬圓である、こういうのですか。この点も先ほど主計局長の御答弁によると、競輪にまわす分もせつ／＼公庫というものができるのだから、これに統一して融資をしよう、こういう趣旨で繰入れたのだ、こういうお話ですが、この点は不徹底になるわけですが、それはどうお考えになりますか。

○河野(一)政府委員 不徹底と申しますか、大部分のものが中小企業にまわるといふことを考えまして、中小企業の方に今まで貸付金の、少くとも当該分というものは中小企業に振り向けられるという建前で、法律案ができております。

○小平(久)委員 その点は、先ほどの説明とやはり一致しない事態が起ると思ふ。一方においては、政府の金を直接貸し付けるといふことをやつておる。同じ法律に基いて出る金を、片や公庫を通じて貸し付ける、片や直接貸し付ける。どうもそういう例はあまりないのじやないかと私は思ふのだが、ほかに例があれば、ひとつ御説明を願ひたいと思ふ。それと、なおこの際お尋ねしておきたいと思ふ点は、私は根本的に、なるほど公庫ができたのだから、これを通じて競輪法に規定するところの融資をするということも、一つの便宜的な考え方だと思ふのですが、一旦公庫ができてしまつた以上は、公庫への出資なんだ。法律に書いてある通りです。今までは金融機関を通じて貸し付けておる。出資は政府の金ですが、一旦出資になつた以上は、政府の金であるからしうが、形式的にあくまでも公庫の金になつてしまふ。貸付金の場合には、あくまでも政府の金でしう。そういう点から、資金の性質が、全然違つて来てしまつておる。そういう点で、出資と貸付をどうちやに考えたので、便宜という方法に出られたのじやないかという気がするので、それが、それはいづれといたしましても、一切今後公庫を通じて貸し出す。それがもつて来た場合は、どうなるのですか。それはあくまでも公庫の金であつて、あらためて今度はいかなる企業でも、いわゆる法に基いてある中小企業ならば、その金といふものはほかへ貸しても一向にさしつかへない性質のものになるのではないかと。今までは回収されれば、一般会計の方にどつた。しかし今度は公庫の出資金です。これは一般会計にはもどらぬ性質のものだと思ふ。

○河野(一)政府委員 私は出資にした方が資金の安定性があると思ふのです。政府の貸付金であります。一般会計の蔵入になります。また出資した場合には、翌年度の競輪産業に三分の一といふことになりまして、これが出資といふことになりまして、一般会計に将来返すことにはない。その分は、自動車産業の分は回転して来まして、また貸し

て行つても一般会計にもどらないので、かえつて安定性があるのではないかと。いふふに考へております。

○小平(久)委員 そこで、最後のところをちよつとお尋ねいたしたいのですが、一般会計にはもどらぬで、公庫までもどるのだ。これは御説の通りだと私も思ふ。その場合にもどつた金というものは、一般中小企業に貸し出してよろしいものであつて、あくまでも競輪関係に使う必要はないものだと思ふ。思ふのだが、そこはいかがですか。

○岡田(秀)政府委員 私どもの方としては、競輪に對しまして、従来毎年四億の貸付がございましたから、それを既成事実として尊重いたしまして、公庫の運用といたしましては、四億の貸出しは今後も継続して行かばならぬといふふうに考へております。

○小平(久)委員 私の聞いてゐるのは、今年四億貸すでしよう。それを来年も法の定めに従つて、貸して行つて、その償還期限が来て返された。そのときには返つた金といふものは、少くとも公庫法の規定からいふと、それは今度は公庫の一般的な資金であつて、何も競輪だけに貸さなくてもいいという建前になつておる。そのところはどう運用するおつもりですか。

○岡田(秀)政府委員 それは、特に競輪用といふような色がついて返つて来るわけではございませんから、公庫の一般の運用の中に入るべきものと思ひます。

○首藤委員 今の還元する金額ですが、今日までの銀行を通じて業者に融資したものは、代行機関である銀行に十箇年間預託するといふ建前になつて

おる。その途中でそれが返却されても、その銀行はまたほかの業者に貸す。それは銀行の自由である。政府の方には還元しないといふふうに私は了解してあり、そういうふうになつておると思ふが、その点を明確にしておきたい。

○馬場説明員 現在の制度は、銀行の貸し付けました分は十年間を期限としておりまして、銀行から貸し付けました金額が償還されました場合は、また銀行の自由によりまして、自動車及び自動車関連産業に貸し付けるわけである。

○首藤委員 そこで聞きますのは、要するに銀行の貸し付けけるものは、十箇年間政府の方に還元しない。ところが局長は先ほど、これを公庫の方に還元するから、それを公庫法の中小企業にあらざるものでも融資できるという答弁であつたが、今車両課長が答弁した通りに、返つて来ないのじやない、その点はどうか。

○河野(一)政府委員 私から答弁いたします。これは従来の自動車産業に対する貸付けの制度をかえるという趣旨ではございせんので、出資されたものが、もし自動車産業から返つて来るという場合におきましては、従来の制度の運用と同じに、自動車産業に返すのが当然だといふふうに私は考へております。

○首藤委員 どうも局長の答弁は私にはわからないのです。わからぬから、こゝういふ違法なことをあえてして、なお強弁するのだと私は思ふのだが、それで私は大臣に聞きます。自動車競技法の第十条の四に競輪から国庫納付されたものの中から三分の一は自動車産

業の分は回転して来まして、また貸し

業の分は回転して来まして、また貸し

業の分は回転して来まして、また貸し

業の分は回転して来まして、また貸し

業のために、自転車の改良、増産、輸出の増加、国内需要の充足及びこれらに関連する必要な経費に充てるものとする。」というはつきりした明文がある。これは単独の法律であります。この法律によつて、今日まで通産省に還元しておるものが、昨年は六億二千万円、その前は五億二千万円、その前は二億円、これだけ還元して、そうしてその中から昨年は四億四千万円、それから一昨年は三億五千万円が自転車産業に融資されて、そうして業界の振興に非常な効果を現わしたものであります。しかるに、この法案には何ら修正がないにもかかわらず、本年は競輪法によつて通産省に還元されたものは全部削除されて、そしてそれが別途の法案である中小企業金融公庫に合算されて入つたという答弁であります。ところがこの公庫法案には、自転車産業に還元するものは、これが入つておるといふことはどこにも明記されてない、開発銀行に返つたものはこれに入るといふことは明記されておる。しかし、自転車産業に使うというところはどこにも明記されてない。それにもかかわらず、ただ便宜上やつたということで遂行できるものかどうか、非常に重大な問題であると考えます。特に競輪法では対象が中少企業とは限つてない。自転車産業に関連する企業体であるならば、どれでもいいと書いてあります。金融公庫法案ではちゃんとこれ／＼のもの以外には貸してはならぬという規定があるのであります。この点からこれを便宜上やろうとしても、法の建前上できないとわれ／＼は考へる。いわんや先ほど局長から答弁があつたように、このうち相当還元金があるか

らこれをその方にまわしたらいといふことではあります。しかし、今私が申し上げた通りに、通産省から今日出たものは、十箇年契約によつて銀行に預託されておる。かりに業者から金庫へ返しても、金庫は政府に返すのではなくて、また他の業者に融資できる建前になつておるのである。局長が今言われたような法の不備をこれによつて補うことは、実際問題としてできない。通産大臣はこの点に対してどういふ見解を持つておるか、この点をお伺いしたい。

○岡野国務大臣 お答え申し上げます。私の考えをいたしましたのは、事務局から伺つておりました点は、これは委託業務の通りの性質のものになつておる、そういう感じを持つております。しかし、その点においても不備でございしますならば、委託業務をはつきりするにしなければならぬと思ひます。

○首藤委員 もう一つこれは大臣にお伺いしたい。今度の修正予算によつて通産省の行政費が削減されるに従つて自転車関係の行政費が相当削減されるものと思ひます。ところがこの行政費なるものは、競輪法により三分一以内によるところの還元金、これが今日まであつたのであります。従つて一般財政は削減されても、競輪法による国庫納付金というものは別わくとして計上されておるのであるから、従つてこれは削減される必要はないと私は考へる。これは別個のものだと思ふ。それにもかかわらず、ひとしく削減ということはきつめて筋が通らないような気がしますが、この点についても大臣はもう一度検討する必要があると思ひます。

ます。これは大蔵省の言うがごとく、私はあくまで、大蔵省のやつておることは違法だと思ふのであります。かゝるに違法とならないと仮定いたします。も、当然通産省の所管として通産省に入る。そして通産省が自転車産業を育成する面において、これが今日まで非常な効果を發揮しておるのであります。それにもかかわらず便宜上といふことで、しかも明文のない金融公庫の中に入れてしまつて、これを通産省が黙認するといふことになれば、大臣の大きな面子問題だと私は思ふ。この点からもこの際はつきりしていただきなさいといふことを特に私は申し上げておきます。

○岡野国務大臣 今いろいろ国会でお話しになつておりましたが、行政費が減るようになっておりますが、しかし、政府原案としては、むしろ減すべき筋合いのものではないのでございまして、まあ、はなはだ苦しい立場でございしますけれども、国会の最高機関がお直しになるといふことであれば、執行機関としてはそうせざるを得ないのではないかと思ひます。それから先ほどのことをもう一度申し上げますが、これは通産大臣といたしまして、委託業務のつもりで了解しておりましたけれども、いろいろお話を伺いますと、それがはつきりしてない。従つてこれははつきりさすべきものだろうと考へております。

○首藤委員 それでは大臣がはつきりさすといふことではありますから、はつきりするまで私は質問を保留いたします。そして大臣からの答弁があつて、あらためて質問を申し上げるということにいたしました。今日はこれで終ります。

ます。

○川上委員 私は大臣にお聞きしたいのですが、公庫法の問題について、公庫法の中身はあとから触れますが、一般的に見て、これは形は非常にいいけれども、実際には大して役に立たないようになっておるのではないかと懸念があるから質問するわけでありました。昨年の末に中小企業融資として百億を融資したと思うのですが、これが実際に中少企業の手には具体的に渡つたのは、そのうちどのくらいでありましたか。金額がわからなければパーセンテージでもけっこうです。これをちよつと知らせてもらいたい。通産大臣が御承知なら、通産大臣から聞きたいと思ひます。

○岡野国務大臣 詳細な統計の計数が手元にございせんので、ちよつと御答弁いたしかねます。

○川上委員 中小企業庁長官はわかりませんか。

○岡田（秀）政府委員 実は具体的に中小企業者にどれだけの金額が渡つたかという集計は、今のところまだわかつておりません。

○川上委員 これがほとんど銀行のこづきに使われてしまつたり、あるいは肩がわりされてしまつたり、結局業者の手にはほとんど入つておらないと業者が言つておるのですが、そういうことはいいですか。

○岡田（秀）政府委員 年末に際しまして、いろいろ政府の方で金融機関に預託金をいたしましたりして以来、かなりの潤いがあつたろうと思われまふことは、その以前と比べますれば、われ／＼の方にいろいろと耳に入つておつた苦情その他が大分緩和されたやう

な点から見まして、相当の効果を上げたやうな感じが想像できるのであります。それが具体的にどうなつたかといふことは、なか／＼押さへるがむずかしいのですが、また同時に預託金は期限を三箇月程度でやつておりますから、そうよその方にまわすといつても、他の従来からのこづきにつきましては、もうふうなことはしにくい性質の金ではないかと思つております。

○川上委員 そうすると銀行の窓口を通じて、中小企業に融資しておりますが、これは政府その他が言うようにどん／＼中小企業の救済になつておると考へておられますか。

○岡田（秀）政府委員 従来の預託金と申しますものは、銀行に一定の金額を預けまして、そうしてどういふふうに使つかは一定金融機関にまかして、ただ年末に際しまして中小企業等が金融的に困つておられますから、中小企業向けに極力融資してあげるようにという希望はつけ、できるだけ指導はいたしますけれども、いわゆるひもつきの形におきまして金を流させるといふような性質のものではなかつたのであります。今度の金融公庫の運営といたしましては、その点にかなりがみまして、私どもの方としては公庫の運用はひもつきにしたいといふふうには考へておるわけでありました。

○川上委員 つまり今までの政府の答効ではどういふ中小企業向け金融をしておる。このくらしの目銀のわくをつくつた。だから中小企業金融についてはやつておるといふことを繰返して答弁されておる。そういう答弁ですとごまかされて来ているのですが、中小業者は聞くと、その金はわれ／＼の手

に入らぬという声が強し。そこで政府の方としては、やはりそういうふうな答弁なり説明ができてゐるのだから、いやそうではない。中小企業の言うのの間違いだ。われ／＼の方で融資のあつせんをし、金融のわくをつくつたりいろ／＼なことをしたり、このくらいのは必ず中小企業が助かつてゐる、そういう証拠を何も持たないでそういう答弁をしておると解釈をしなればならぬ。これは非常に無責任だ。言いかえれば金融すればするほど銀行救済になつてしまつて、中小企業の救済にはならないのだが、これについての調べるもない、これについての抱負もないということになるのですか。

○岡田(秀)政府委員　金融機関が年末等におきまして、中小企業の年末金融にかんがりの金を流していることは私はたしかだと思つのでありますが、政府の預託金というものは、金融機関の資金源の中の一部として落け込んでしまふものでありますから、そのうちのなんぼがどうというふうなけじめをつけたの調査がなか／＼困難だということを申し上げておるのでございまして、私どもの方といたしましては、たとえば資金を金融機関に流しますと同時に、たとえば信用保険でありますとかあるいは信用保証の方法でありますとか、あるいは金融のあつせんでありましてとか、また府県庁等におきましても、年末等に際しましては特殊の金融操作もいたしておるのであります、それやこれやでかなり具体的に中小企業者に金が行き渡つておろうと考えるのであります。ただ金融機関に政府の預託した、あるいはどうしたといううちのその部分が具体的にどういうふう

になつたかということをつゝ行先
まで突き詰めるということが金の性質
上困難であるということを申し上げて
おるわけであります。

○大西委員長　ちよつと川上君にお願
い申し上げますが、大蔵委員会からや
い／＼言つて参りますから、大臣に対
する御質問がございましたらなるべく
そういうふうにしていただきたい。

○川上委員　大臣にお聞きするのですが、大臣は今のようなことはおそらく知らぬだらうと思つたのであります。しかしお答えはなるべく大臣にしてもらいたい。

ことしの六月の末に東京の手形交換所で三万件の不渡りが出ておる。その三万件の不渡りが一件当り十一万円ないし十三万円になつておる。そうするとこれはほとんど中小企業関係の不渡りと見なければならぬ。こういう状態になつておることは事実なのです。ところがこれの原因は、大企業が代金を払わぬ。銀行が金を貸さぬということ。ほかに購買力の問題、貿易の問題もありましようけれども、直接的には大企業が代金をなか／＼払わぬということと、銀行が金を貸してくれぬということが非常に大きな原因だと思う。この点について、そうではないという事であればお考えをひとつ聞かしてもらいたい。

第二点は、大企業が金を払わぬ、銀行が金を貸さぬということにはいろいろ事情がありましようが、選別融資というこの方針を金融界がとつて、これが非常に大きな原因をしておると考えるが、これはどうお考えになるか。

第三点は選別融資は日本の特需経済に原因しておる、これが元だ。ところ

が特需というのは、これはどうしても新しい企画によつて設備がいります。それからこの設備資金が事業を圧迫するし、それから中介機関があるから、その中介機関の設備を維持し、人間を維持しなければならぬから運転資金の不安定にならざるを得ぬのです。この特需経営というものの不安定をカバーするのが選別融資だと思う。そこでそういう形の融資の方針をとつておる。そうすると軍需生産に関係する大きな資本だけを生かす政策になつておる。それがやはり大企業、親企業が代金を払うことができぬという原因をなしておる。また選別融資のような方法をとつておれば、銀行が中小企業なんかに金を貸すはずはない。この根本政策がある。こういう根本政策を立てておいて、百二十億くらいの目くされ金を出して中小企業に融資して何とかするといふようなことで実際に行くと思ひますかどうか、ほんとうのところを、これは通産大臣が正直に百二十億ではとても行かぬのだけれども、しかたがないからこうしておくと、こうおつしやるのですか。あるいは百二十億あれば中小企業のコ融は完全に行くと言われるのか、もしなか／＼行かぬというのならどのくらいなければいかにぬと通産省は思つておられるか。どのくらいなければいかにぬと思うのに、なぜその金が出て来ぬのか、これを全体を通じてなるべく簡単にお答えを願ひたい。

○岡野国務大臣　大企業が支払いを遅延をしておるといふことは私は事実認めております。そのために二、三箇月前、あるいはもう少し前でございまして、大企業に対して下請工場なんか

により金を払うようにというようなことを通産省として、は唱道しまして同時にみずからその範を垂れるべく政府の支払いを大企業にいたす場合には下請工場というものに金が渡つたか、渡らぬかということをちゃんと見きわめるようないろ／＼な手を尽しまして扱うようにしております。それから銀行があまり金を貸さぬのじやないかというようなお話でございますが、これは中小企業のみならず、大企業に対しましてもただいまの日本の金融機関といいたしましては十分なる金融をいたしかねておる次第でございます。これはすでに川下さんも御承知の通りでございます。ましようが、戦前におきますところの水準から申しますと、ただいまの市中銀行の預金の割合は戦前の四〇％、四割にしか達していないのであります。平和の時代において一〇〇％で、ときどき金融が逼迫するといふふうな時代にあつたものでございますから、戦後におきましては復興とか何とかとにかく資金の需要はほんとうにたかさんでございます。一面資金の需要が非常に多いときに、その資金源というものの市中銀行の資金というものは戦前の四〇％にもなつていない。こういうことでございますので、市中における金融というものは非常に逼迫をして、十分なるお手当を各業者にしておれないのが実情でございます。

それから第二に選別融資のことでございますが、これは御承知の通りそういうような金融情勢、資金情勢でございますから、どうしても日本の産業というものに金を出します場合には、最も重要な基幹産業から出して行きますして、そうして経済の建直しをします

のに必要な金になつて行きたい、こ
考をまして選別融資はされておるわ
です。これは私は所管が違いますけ
ども、大蔵省の御所管と思ひますけ
ども、私はそう考へております。
それから特需經濟ばかりに金を出
というよりなお話でございますが、
はそうは考へておりません。特需の
ことに狭義の特需なんかは、二十五
の朝鮮事變が起きまして以来、この
月までに七千二百萬ドルの注文を受
ておるにすぎないのでございます。
の七千二百萬ドルだけのことでござ
ますと、全日本の鉱工業生産の指數
ら参りますと、どのくらいに當るか
申しますと、三億ドルが五%に當つ
わけでございますから、その割合で七
はじきくださいますれば、一%か二%
くらいになるかと私は思ひます。そ
いうふうなことでございますから、銀
行の融資が特需經濟ばかりに出て行
くということは當らぬと私は思ひます。
それから第四点といたしまして、
中小企業金融公庫に対して百二十億
らの資金で、一中小企業が必要と
する金がまかなえるかどうかとい
うと、私は率直に申し上げまして、百
十億では足りぬと思ひます。けれど
も、ただいままでいろいろ銀行を通
じて預託してやつておりましたもの
を先ほど中小企業庁長官が申しまし
ように、ひもつきにして、直接通産省
の關係で中小企業に、それこそ選別
て金を出して行きたい、こういうこと
であります。一歩前進して、貸出し
の方法が市中銀行のデイスクリン
によらずに、中小企業金融公庫が中
企業に行き渡るようにという新しい
制度をつくつたわけがあります。しか

ながらこれは初めてできますものでありますから、そうたくさんありまして、これをすぐ今年度に使われるような機構ができるかどうか疑問であります。まず百二十億くらいの資金をもちまして出資いたしまして、だんだんなれて来ますに従つて資金源は増さなければならぬと思つております。しかしこの中小企業金融公庫ができましたからといって、預託金その他の形におきまして資金を流しますから、ただいままで市中銀行で、また商工中金とか何とかいう方面で従来やつておりましたような金融の措置を閉鎖してしまふわけではございません。この百二十億円というものは、性質は中小企業専門にやつて行くという一つの性格と同時に、ひもつきでこれをやつて行くという意味におきまして、今回は非常によく制度ができた、この制度はだんだんと発展させて行くべきものである、そして百二十億では十分ではない、今後は増して行かなければならぬ、こういう考えを持っております。

○川上委員 そうしたら、銀行の代貸し制度というものをどうして認めるのか。銀行の金を借りるような中小企業者は、もうしんどいけれども、まあまあ一番苦しいんじゃない。一番苦しい企業は銀行も金を貸してくれぬところが一苦しいので、これへ行かなければならぬと思う。ところが代貸し制度を認めると、これは銀行の窓口を通る、だから、銀行が一部危険負担をしなればならぬから、貸しやしません。また貸したら、必ず肩がわりをやるか、焦げつきとなるのは間違いない。もしほんとうに百二十億では足りない、救済しなければならぬと思うな

ら、なぜ直貸しをしないか、こういうことです。

○岡野國務大臣 御承知の通りに、産業界の実情、ことに金融方面から見ました実情をよく理解し、同時に情勢がわかつておりますのはたまたまの市中銀行であります。今出資早々この中小企業金融公庫というものがはたして市中銀行よりまさるりつばつなスタツフ並びに機構ができて、そうしてうまく行くかという、事実上できないと私は思う。一応市中銀行に代理貸出しをしまして、そうしてそのうちにだんだんと資金もふえ、機構も充実して行く、こういうことがほんとうだろうと思ひます。

○川上委員 それは違ふのだ。政府はごまかしてゐるのだと思ふ。代貸し制度を認めて、そうして合理化資金に貸すということになつておる。今中小企業は、合理化をやつて、何年先に金をもうけて行くとかいうようなことではない。今中小企業が困つておるのは、合理化なんかじゃなくて、困つておるのは運転資金なんだ。しかも長期運転資金がほしい。ところがこの法律を見ると、代貸しはすぐ銀行の窓口を通る、そして貸すのは合理化資金に貸してしまつて、ところが中小企業は往々千円四円まで貸せるとあるが、腹はちやんとわかつてゐる。百二十億では千円四円を千二百件貸したら元も子もない。これはなぜこんなことになるかといふと、初めからほんとうに零細企業を救う気持がないからである。われわれはこう考えなければならぬ。もしは

んとくに救う気なら、合理化資金じゃなくて、長期運転資金を貸さなければならぬ。そうしてどんな困難をしても直貸しをしなければならぬ。そうしてほんとうに銀行からはねられてゐるような企業を助けて行かなければ中小企業の救済にならぬ。もしこういう形で行つて行けば、今の選別融資と同じ方向で、企業系列化が行われる。私はさきに特需を言つたが、特需は何でもないとはいへないけれども、特需で相当の金を得ている。特需をもうかからぬわぬか、日本の政府が生きてゐるかどうかのことでしよう。それを、日本は特需は大したものでないと言つてゐる。そういうことを考えてみれば、この中小企業金融公庫といふのはいいように見えるけれども、実際は中小企業の救済にはなりはせぬのじゃないか。中小企業といつても、選別融資を受けたら、企業の系列化が行われたり、軍需産業と関係があつたり、こういう中はずつと上の、実際は救済せんでもないようなものを救済して、軍事的編成を進める役割がそこにちやんとあるということなんです。通産大臣は軍需大臣でもないし、国防大臣でもないのだから、この点通産を進めればよいのだから、この点については通産大臣として遺憾の点があるに違ひないと思ふ。これじや困ると思ふ。それを正直にこの委員

会なんかでは言つて、通産大臣としての意見を国民の前に明らかにせんとしなさいだろと思ふが、これはどういふようなお考えでしようか。

○岡野國務大臣 お答え申し上げます。合理化資金に出すのであつて、長期

運転資金には出さないのだから、こういうお説でございしますが、しかし長期運転資金にも出すことにしてあります。長期運転資金に出すことは、同時にやはり合理化の一部でございまして、少くとも設備資金なんか焦げついてゐるものを、運転資金として高い利子を出して借りるということは企業経営上許すべからざることであります。そこで私どもはいたしましては、お説の通り、また先ほど申し上げましたように、これで満足であるとは申ししておりません。満足ではないけれども、まづこれで出資いたしまして、今後これを大いに発展させて、中小企業を金融面で救つて行くその礎石と私は考えております。それは百二十億で十分とは申しません。そうかと申しまして、今お説のように、代貸しをやるのはけしからぬじゃないかといつて、それじや中央の金融公庫に人を雇ひまして、それに直接まかせて一体どのくらい成績が上り、どのくらい中小企業のお役に立つかといふと、私はそうはいかぬと思ひます。やはり熱心した人に一応まかせて、その形勢を見ながら資金をうんと増し、同時に機構を充実して行くべきものだと考えます。

○川上委員 この問題については議論をしてもしかたがないから申しませう。大臣は非常に急いでゐるというお話ですから、ひとつ中小企業庁長官に伺いますが、何ほあれば大体中小企業は助かりますか。

○岡田(秀)政府委員 これは一つの推定でございしますが、現在金融機関が中小企業向けの一年以上の貸付をいたしております残高を抑えますと、大体千億くらいいじやなからうかと考へるので

あります。そのうち今度の公庫で百二十億くらいの運用をいたすのであつて、決して十分とは申しませんけれども、一年以上でありまして、かつこれは五年までも行き得るという意味合いにおきまして、相当の効果を上げ得るものと思つてあります。それなら公庫の資金としてはたして幾らあれば理想の姿になり得るかといふことは、いま少し運用してみまさんと、はつきり押えることは困難であらうと思われま

○川上委員 そうすると、大臣にお聞きしますが、今でも千億といふことを言われた。これは実際はもつとなければならぬはずで。この前のずつと物価が低い時分でも、前の企業庁長官は五百億ないし七百億なければいかぬといふことを言つておられる。今は一千億以上いふと思ふ。ところが資金運用部資金には五千億以上ある。このうち郵便貯金が四月末までに五四%、これは零細者が貯金しているわけですから、簡易保険などを加えると七〇%に達しておるわけですから、これが五千億ある。この資金を一千五百八十億使うことになつておる。このうち公庫だけでなしに全体で中小企業のためにどのくらいまわるのですか。なぜこれを聞くかといふと、この資金は、中小企業だけではありませんが、零細者が出した金が積り積つて五千億の資金の運用部資金があるのです。この金を、中小企業の今一番困つてゐる金融の問題、資金の問題にどのくらいまわすつもりなのか。また通産大臣としては、こういう金はどの程度中小企業あるいは零細企業者あるいは零細生活者にまわさなければならぬと考へておられるのか、これを

参考のためにちよつと聞いておきた
い。

○岡野国務大臣 零細なものをから集めたものだから零細なものに還元しなければならぬというものは、これも一応の御見識でございます。しかしこれは日本全体の財政計画のうちからはじき出すものでございまして、むしろいろいろそういうようなお説に従つてやらなければならぬかとも思いますけれども、これは一にかかつて財政計画によるべきものであります。

○川上委員 日本全体の経済計画、財政計画が、鉄砲だまさえつくればいいという計画をしているから、ここに来て、平和産業を推し進めて、中小企業と民衆産業を保護するという政策をとつておらぬ。零細な金が集まつていけるのであるから、ここに還元するの
がいいと私は主張しているわけではな
い。こういう金がたくさんある。この
金で鉄砲だまをつくる、MSAを受け
て軍需産業ばかり興して行こう、再軍
備をして行こう、こういう方ばかり
使うというところが、通産大臣として日
本の経済再建に正しいと思うのか、こ
れではとも日本の平和経済、なかん
ずく中小企業なんかは助からぬと考
えておられるか。私がさつき言つたよ
うに、通産大臣は軍需大臣でもなけれ
ば、陸軍大臣でもない、産業の大臣な
んだから、その識見としてどう考
えられるか。これは抽象論のようであ
りますけれども、そうでない。そこが
しつかりしませんと、どんなに言うて
も、日本の経済、産業というものは立
ちません。たとい閣議の中におい
て意見が対立し、あるいは与党の中
において反対があつても、通産大臣と

いうものは日本の経済を再建するため
に献身奮闘しなければならぬ。これは
吉田さんや岡崎君のような人の尻にば
かりついてやつておつたら、日本の産
業はつぶれてしまふ。この識見を開き
たいというのです。

○岡野国務大臣 お答え申し上げま
す。鉄砲だまをつくるために金をつぎ
込んでしまつていゝというようなお説
でございまして、先ほども申し上げま
したように、今朝鮮特需以来駐留軍か
らいろいろ注文を受けております。そ
の規模と申しますものは、日本の産業
の規模においてはそう大したパーセン
テージは持つておらぬ。その意味にお
きまして、鉄砲だまをつくることばか
りに金が投ぜられていゝように仰せら
れることは、私は當つていないと思
います。

それから通産大臣の信念といたしま
しては、少くとも日本の産業が繁榮し
て行けばよい。そこで問題はわかれて
来ると思ひます。それならお前は兵器
産業がどん／＼できて来てそれが繁榮
してもいいのかと仰せになるだらうと
思ひますが、これは大きな国策でござ
いまして、日本が軍備をするかせぬ
か、またそれに対し兵器産業をどうし
て行くかというところは、国民の意思が
そういう方向に向つたときに初めて決
定することでありまして、昔の独裁内
閣でございせんから、われ／＼は国民
の意思に従つてそういうことがきま
つて来ると思ひます。ただ通産大臣と
いたしましては、どんなことがありま
しても、日本の今の経済が自立して来
るよう、それには各種の産業が発展
して行くように、そうして雇用も完全
雇用になつて行くように、こういうこ

とを念願してすべてのことをやつてい
る次第でありますから、産業の方向は
私は問わない。とにかく一般の雇用者
が職を得て、そうしてつとて衆生生活
がで、民生の安定を得て行くという
ような趣旨のもとに産業行政をやつて
行きたいと考えております。

○川上委員 同じような答弁になつ
て、議論をしても始まらぬのですが、
今度二十八年度予算でも軍事費とい
うのは二二%ある。これは大きなもの
です。特需は何でもないと言われま
すけれども、日本の経済は特需で生き
てゐるからこそ、特需々々と言つて目
をむいてゐる。いま一つは、MSAを受
けるのは、軍事援助ではないといつて
おりますが、日本にはそんなに民間投
資は今たくさんあるわけでありませ
ん。貿易が振興してゐるわけであり
せん。一切の設備をどん／＼拡充して
行くというだけの、そういう貯蓄はあ
りません。その時に、今のよう
な方式でやつて行きますれば、国民の
意思によるとか何とか言うけれども、
勢い軍需産業に一切の努力と財政投資
を向けなければならぬ。こう行くと、
国民の意思いかんにかかわらず、軍需
産業をのけてはもう抜き差しならぬよ
うに今日でもなつてゐる。近い将来ま
す／＼こうなる。これについて通産大
臣は日本の産業経済、貿易政策として
の識見がないのか、これではいいの
か。国民の意思によつてやりますとい
うんじやなくて、通産大臣としてはこ
のコースでは困ると思う、これでは
とも日本は立ち行かないと思つてい
うのか、このコースでよろしいと思
つてゐるのか。これは大臣として政策を
言わなければだめだと思ふ。通産大臣と

しての日本の経済再建と貿易振興、国
際收支改善の政策を言わなければい
かぬと思ふ。今の答弁ではさつぱりこの
政策がないのです。

○岡野国務大臣 お答え申し上げま
す。特需のものが全部軍事費に入つて
おるといふように承りました。しかし
聞き違ひならうしうございまして
が、昨年の七億八千万ドルの特需の
うち、一億四千万ドルは、こちらで労働
者を提供して、二十四、五万人の人間
が職を得て仕事をしてゐるの代価
でございまして、それからあと三億ドル
ぐらゐのものは、駐留軍の滞在費、も
しくは朝鮮戦線から歸つて来ていろ
んなものを賣つて行くといふようなこ
とで来ておるのです。特需全部が再軍
備に持つて行かれるような産業によつ
てまかなわれておるといふことは當
らないのです。

もう一つ、これは経費長官として皆
様方にお聞きを願つておきたいのです
が、特需といふのは臨時的な収入で
ございまして、こんなものにはたよつて
日本の将来が行き得るものではない。
またいつ減るかかわらない、また当然
ある程度時期がたてば減るべき筋合
いのものである。通産大臣といたしま
しては、特需に依存することなく、しか
も特需のある間に、この上つた生活水
準を維持しながら、自立経済すなわち
正常貿易によつて日本の経済を立てて
行きたい。その自立経済のためには、
各種の産業を発展させて、そうしてこ
ういふような臨時的収入がなくなつて
やつて行けるような産業立国をやつて
行くのが私の趣旨でございまして。

○川上委員 特需のある間に直すんだ
などと言いますが、中国との貿易も

め、今度の予算でも、インフレ予算千
三百億という散布超過をや、賃金は
上げぬし、インフレは抑制せぬし、物
価の値下げは一向に考えておらぬし、
デフレ政策などは考えておらぬ。平和
産業を軍需産業に切りかえよること
は事実なんです。こうしておいて三十
五万の兵隊をつくらうといふような
MSAをのうとしておるのです。この
全体の見地に立たなければいかぬと思
う。この見地に立つと、通産大臣が特
需のある間に切りかえるなんて言うけ
れども、切りかえるのも何もできつこ
い方向に日本の経済を追い込んでお
るのじやないか。これに対して通産大
臣は産業政策、経済政策としての識見
はないのか。これを言つておるのです。
ところが御返事は、いやこの間にだ
んと切りかえるのであります。それ
は政策でない。それは修身の講義を
しておるやうなものです。そういうもの
でない。切りかえられぬのです。ま
す追ひ込んでしまつて、これよりほ
かに生きられぬやうになつておる。と
ころがその根本を考えないで、何と
して切りかえるのであります。何と
いふことを言つておるのです。これ
はまづたぐひごまかしである。おそ
らく通産大臣もこれは腹の中ではわか
つてゐるじやろうと思ふ。答弁がそれ
以上できぬのじやろうと思ふから、私
はこれ以上しません。

ついでに私はこの際聞いておきます
が、中小企業に對してあるいは平和
産業に對して、いろいろ熱意を持つて
おる。今度の税法改正、あれによると
中小企業は参つてしまひます。これは
あなたの方の所管ではありませんが、こ

参考のためにちよつと聞いておきた
い。

○岡野国務大臣 零細なものをから集めたものだから零細なものに還元しなければならぬというものは、これも一応の御見識でございます。しかしこれは日本全体の財政計画のうちからはじき出すものでございまして、むしろいろいろそういうようなお説に従つてやらなければならぬかとも思いますけれども、これは一にかかつて財政計画によるべきものであります。

○川上委員 日本全体の経済計画、財政計画が、鉄砲だまさえつくればいいという計画をしているから、ここに来て、平和産業を推し進めて、中小企業と民衆産業を保護するという政策をとつておらぬ。零細な金が集まつていけるのであるから、ここに還元するの
がいいと私は主張しているわけではな
い。こういう金がたくさんある。この
金で鉄砲だまをつくる、MSAを受け
て軍需産業ばかり興して行こう、再軍
備をして行こう、こういう方ばかり
使うというところが、通産大臣として日
本の経済再建に正しいと思うのか、こ
れではとも日本の平和経済、なかん
ずく中小企業なんかは助からぬと考
えておられるか。私がさつき言つたよ
うに、通産大臣は軍需大臣でもなけれ
ば、陸軍大臣でもない、産業の大臣な
んだから、その識見としてどう考
えられるか。これは抽象論のようであ
りますけれども、そうでない。そこが
しつかりしませんと、どんなに言うて
も、日本の経済、産業というものは立
ちません。たとい閣議の中におい
て意見が対立し、あるいは与党の中
において反対があつても、通産大臣と

しての日本の経済再建と貿易振興、国
際收支改善の政策を言わなければい
かぬと思ふ。今の答弁ではさつぱりこの
政策がないのです。

ついでに私はこの際聞いておきます
が、中小企業に對してあるいは平和
産業に對して、いろいろ熱意を持つて
おる。今度の税法改正、あれによると
中小企業は参つてしまひます。これは
あなたの方の所管ではありませんが、こ

れに對して通産大臣としてはどう考へるか。ああいう税法改正でよろしいか。今度の税法改正によると、中小企業は法人はとも税金で食われてしまふ。つぶれてしまふ。これは御承知だろ。と思ふが、通産大臣としてこれに賛成かどうかということをお聞きしておきたい。

○岡田(秀)政府委員 今度の改正税法のうち、中小企業に關係のあります部分若干から大臣にかつてお答え申し上げたいと思ひます。今度提案せられております税制改正の法律案中、中小企業に關係のあります事項については、たとへば所得税法の關係におきましては現行の基礎控除が五万円でありまして、これを六万円に引上げるとか、あるいは扶養控除につきまして、最初の扶養親族一人従来二万円でありましたものを三万五千円にいたしますとか、あるいは給与所得の控除の最高限度を、現行三万円を四万五千円にいたしますとか、あるいは生命保険料の控除額を従来の倍に引上げる、あるいは医療費の控除の現行十万円を十五万円に引上げるとか、あるいは青色申告制度における使用者の控除の限度を年五万円から六万円に引上げるとか、あるいは親族の範囲を十五才以上の者に拡大いたしますとか、いろいろこまかい点でございますが、拾い上げましてこれを積み重ねて行きますと、ある程度まとまつた中小企業向けの税の上の軽減ということをはかり得るような仕組みになつておるのであります。私どもといたしまして、大蔵省の方面に對しまして、中小企業者からの御要望をとりまとめて、その都度、財政収支の許します範囲におきまして、中小

企業關係の税の軽減に努めるようにやつて参つておるのであります。今後ともその方針によりまして、なお一層の努力をいたして参りたい、かように考へております。

○川上委員 そういふ答弁はいけません。大体中小企業局長官の答弁が、そういうことではどうもならぬ。中小企業の入団体が何を要求してゐるか。民間の意見を聞くとおつしやるけれどもちつとも聞いておらぬじやないか。民間中小企業の入団体は、ほかの法律によつて法人格をきめられたもの、これに對して、法人としての利益を税の面からとつてしまふ。法人としての体制を税法でつぶしてしまふ。そして、このところを反對してゐる。そして、この赤の組合だからつぶしてもいいというやうなことを言つてゐる。これは大問題だ。こんな税法をしかれたら、金融庫がどうか、何とか言ひますけれども、中小企業はつぶれてしまふ。これは、むごい税金をとられてしまふ。これについて通産省としては賛成か反對か、これを聞いておるのである。

○岡田(秀)政府委員 前回の解散前の国会におきましては、主として企業組合の關係のものをいひました。従来、獨立の營業をいたしておりましたものが合同いたしました企業組合をつつた、その場合に従来の獨立であつた店舗の数が相当多数でありまして、見たところ企業組合の形になつておるけれども、一見して獨立の計算をしておるがごとくに見られるやうな場合におきましては、つまり各業者が自己の獨立の存在を企業組合の中に没入してゐるという姿とは違つたやうな姿に見られるやうな場合、かような場合には一応企業組合の側から、そうでない旨の立証の責任をとつてもらふなければいかぬというやうな法律の改正案が出たのであります。その当時私どももいたしまして大蔵省といふと折衝いたしたのであります。大蔵省側におきましては、全部ではございせんが、企業組合が出発いたしました当座におきまして、企業組合を減税の手段に使用しようといふやうな意味合いで出された組合がなきにしてもあらなかつたというやうなことから、調整上非常に苦勞された点も確かに一方においてあつた。また同時にむやみに企業組合の法人格を税法上否認するということを簡単にやられたのでは、これは企業組合の發展上非常に固る、両者の主張をある程度調整いたしまして、双方弊害のないやうな形にせねばいかぬというので、その後、今度の法案におきましては若干緩和いたしておると思ひます。要するに正常な企業組合が税法上の取扱ひによつて否認されるということのないやうに、従来承認を受けておるものはそのまま税法上において、企業組合が法人として税法上扱われることを確保するといふやうな、いろいろな取扱ひ上の濫用の點の弊を是正するやうに申入れたしまして、両者の調節をとるやうにわれわれといたしましては大蔵省に要望いたしました。まあ、いふところまで来ておるものと考へておるのであります。

○川上委員 もう長くはかかりませんが、一企業組合にしましてはそれからその他の企業組合でない法人にしましては、法人格をはかる法律でつてゐるのです。法人格です。人格なんです。それを徴税の面で税務署の手を使つてかつてこれを否認することになる。そして税金をとるということになる。これが法律上正しいと通産省關係ではお考えになるかどうかということですが、もしもいけなければ法人關係の方で法人そのものを改めざるがあたりまえだ。法人として一方では法律できめておいて、税金をとる時分だけ法人じやないという權利を税務署に与える。そうすると法人を否定する權利が徴税側にある、ところが一方の法律では法人としてちゃんと認めてある。もしもそのような、たとへばどうもならぬ法人なら、本法において法人の監督その他をきめべきものであつて、税金をとる時分に法人の資格をつぶしてしまふ。しかもその実権が徴税機關にあるといふやうなことに、賛成されるのですかどうですかという、この結論だけ聞けばいい。中小企業庁にしても通産省にしても、中小企業を守るのが仕事でしよう。税金をとるのが仕事じやないでしよう。守る立場にあるのなら守る立場を堅持しなければいかぬじやないか、こゝういふことです。

○岡田(秀)政府委員 法人格を否認するといふことに言つてしまふと、言葉が多少行き過ぎるじやないかと思ふのであります。一企業組合が本来あるべき姿において運営されておるのであるといふ立証責任といひますか、証拠を企業組合の方から出してもらうやうにしよといふのであります。われわれの方といたしましては、それが濫用にあたりませんやうに、その運用方法につきましては、税務当局の方で通牒を出します場合に、一々中小企業庁に承認を求めたやうな共同通牒の形でないといふ通牒も出せないといふやうに、濫用の面を十分防止しておきますれば、これは否認するといふよりは、自分が正当な企業組合でちゃんと運営しておるのだといふ証拠を組合から出してもらうといふのであります。否認してしまふといふところまで行くと思ふやうに言ひ過ぎじやないかと思ふのであります。

○川上委員 それがおかしいのです。帳簿が何か知らぬけれども、正当な企業組合でないといふのなら企業組合によつてこれは処置すべきで、税法によつて処置するといふことはいかぬといふのである。企業組合法あるいはその他の法人を規定する法律できまつていて、人格を与えてある。それを徴税の面から、特に具體的に言へば税務署が行つて、お前のところは正当な法人でないといふから、これは法律上から言つても建前から言つてもさうじやないか。もし正当でないやうな企業組合、法人であるならば、法人の本法によつて処置すべきものである。税務署があれこれ言ひよきものじやない。これはどう考へますか。

○岡田(秀)政府委員 現在の法制的建前といたしましては、企業組合にいたしましては、その他の協同組合にいたしましては、行政官庁はこれにタッチしないといふやうな、内部に介入しないといふ建前をとつております。組合におきましては認証といふ形でございまして、許可の形をとつておらぬのであります。従ひまして、現行法の建前から言ひますれば、一應設立するといふ意思に基きまして、法律に書いてあります書類を作成して、行政官庁、府県庁ないし私どもの方へ持つて参り

ますれば、書いてあります書類が法律上違反していない限りにおきましてこれを認めるのでありまして、その後の運用がどういふふうになつておるかというところを、一々中へ介入し監督しまして、こまかいところまであれこれと申すことはいささか建前になつておるのであります。ところが一方税をとることから申しますれば、企業組合が設立当時に書類で出して来た通り運用をしておりますんで、税法上困るというふうな場合には、組合の方からそうでないのだということの証拠を出してくれということにしようというのでありますから、その辺のところは現行法制の上から申しますればまずやむを得ぬところではなからうかと考えているのであります。ただ濫用を防止する上におきまして、われ／＼といたしましては、税法を運用する官庁方面に對しまして十分なる連携をとり、いやくも濫用のないようになつて行こう、こういう建前をとつてゐるわけであります。

○川上委員 それでは私は質問をこれで打ち切りますが、いろいろ聞きました、中小企業をほんとうに助けて行くことが明らかなつた。このやり方を進めて行けば、必然的に中小企業はもう倒れてしまふ。ただ一部の特殊な企業だけが保護を受けるのみで、そうでないといふことはちつとも立証されない。そこへ持つて行つて金庫法ができる。しかもこの金庫法は、銀行の代貸しを認め、それから設備の融資だといふような点を強調されておつて、総額は百二十億にすぎない。これはべつなんである。もし中小企業庁長官

が、通産大臣もおられるが、ほんとうに中小企業のことを考えておられるなら、こんなものはだめですといふことを主張しなければならぬ。これは国民を欺くことになる。これの賛否については考えますけれども、これはこの法律だけとつてはわからぬのです。全体から見た分にはごまかしである。実際の中小企業の救済などにはなりつこないものを、こういう形でこしらえておる。こういうことに私は結論がなると思ふのです。しかしこの問題については同僚議員の方々のあれもありませんし、時間の関係もありますのできょうはこれで打ち切りますが、願わくは、特に中小企業にとつて重要な問題ですから、中小企業庁長官などは多少摩擦があろうとも、どんなことがあろうとも、中小企業を助けるのだといふこの一点から、相當の覚悟でいてもらわなければならぬ。そのために戦い敗れて、中小企業のためにならぬことがあつたら腹を切つたらよい。これだけの覚悟がなければ中小企業庁長官としての職務は尽せるものではないと思ふ。その抱負を残念ながらきようは聞くことができなかった。もしわれ／＼がここで一生懸命討議している時分に、真に国民のためを思つて、一身を賭して闘うという、こういう官僚に會うたら、私は頭を下げたいと思ふ。これが日本では今一番大事だ。通産大臣はその点で遺憾だと思ふ。願わくは何らかの参考にしてもらつて、御研究をお願いしたいと思ひます。これで私の質問は終ります。

○大西委員長 この際お諮りいたします。石炭に関する小委員長より、小委員会において参考人より意見を聴取い

たしたい旨の申出がありますが、これを許可したいと存じます。御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○大西委員長 御異議なければさようとりはからいます。

本日はこの程度にいたし、散会後理事會を開会いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時三十八分散會